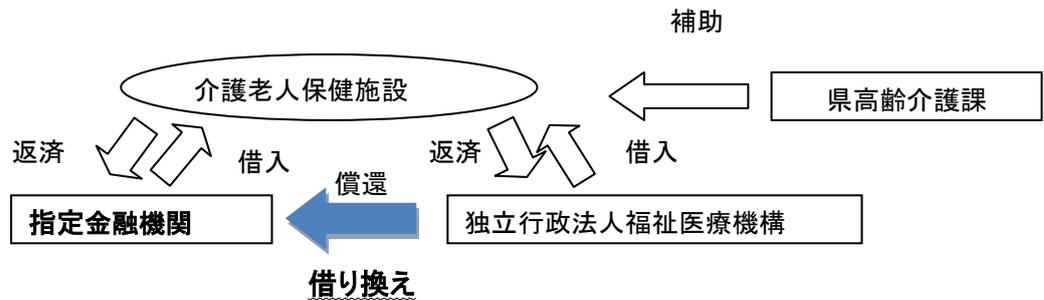


## 介護老人保健施設整備利子補助制度の変更について

**変更概要：**介護老人保健施設の建設に際し、事業者が独立行政法人福祉医療機構から建設資金の借入をした場合に加えて、新たに指定金融機関へ借り換えた場合にもその償還利子の一部を補助することとする。



**対象施設:**変更なし。(介護保険法に基づく介護老人保健施設)

**補助額:**算定方法の変更なし。ただし、借り換えの場合は、既存借入との重複利子分は除く。

①平成11年度以前審査分

借入残高の2%相当額又は償還する補助対象利子額の3/4のうち少ない方の額

②平成12年度以降審査分

借入残高の1.5%相当額又は償還する補助対象利子額の1/2のうち少ない方の額

(1) 借り換えのためには、県への事前協議が必要です。

(2) 借り換えの際に発生する諸費用、福祉医療機構と指定金融機関との間で発生する重複利子は補助対象となりません。

(3) **借り換え条件**

① 借り換えを行う指定金融機関は、県が別に定める金融機関に限ること。

(県が別に定める金融機関…県内に本支店を有する金融機関)

② 従前の借入残高のみを一括で借り換えるものであること。

③ 利率は、全期間固定金利であり、既存の借入利率より低率であること。

④ 返済期間は、機構等への返済期間を超えないこと。

⑤ 借り換え後の各年度の利子償還額が、借り換え前の各年度の利子償還額以下であること。

⑥ 返済方法は、元金均等返済の10日付け年4回払いとし、利子は後払いとすること。

⑦ 県に事前協議を行い、承認されている借入であること。